

次世代型ものづくり製品開発支援事業 実施要領

埼玉県産業技術総合センター

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 対象とする次世代産業分野
- 第 3 趣旨
- 第 4 支援実施期間
- 第 5 支援対象者
- 第 6 支援対象とする製品等
- 第 7 目標
- 第 8 支援の内容
- 第 9 無償支援対象の範囲
- 第10 製品開発プロデューサーおよび専門アドバイザーの職務等
- 第11 申請
- 第12 採択基準
- 第13 採択方法等
- 第14 決定
- 第15 支援の申請
- 第16 事業支援の報告
- 第17 事業実施結果の報告
- 第18 事業の中止及び変更
- 第19 支援対象企業等の責務
- 第20 秘密保持
- 第21 その他

次世代型ものづくり製品開発支援事業実施要領

第1 目的

この要領は次世代型ものづくり製品開発支援事業として、第2に示す次世代産業分野に進出するため、先進的な取り組みを行おうとする中小企業または団体（以下「企業等」という。）を支援することにより、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを輩出することを目的とする。

第2 対象とする次世代産業分野

- 1 省エネルギー・新エネルギー関連産業
- 2 健康・医療・福祉関連産業
- 3 先端ものづくり関連産業
- 4 新規創出関連産業

第3 趣旨

地域経済を牽引するリーディングカンパニーを輩出するためには、第2に示す次世代産業分野を成長させることが重要であり、世界を相手に市場を開拓できるような企業等の育成が必要である。

そのため、埼玉県産業技術総合センター（以下「SAITEC」という。）は、次世代産業分野の新製品開発による新規ビジネスを展開しようとする企業等に外部専門家の知見とSAITECの保有する技術及び設備（非接触形状測定機、X線CT三次元測定機及び三次元プリンタ等）などを活用し、新たなビジネス展開のための製品開発をしようとするオンラインの技術を持つ企業等を支援する。

これにより、埼玉県内に次世代産業を担う企業等を育成し、本県経済の持続的成長や雇用の創出につなげる。

第4 支援実施期間

本事業の実施期間は、当該年度内とする。具体的には、「次世代型ものづくり製品開発支援事業公募要領」（以下「公募要領」という。）に定める。

第5 支援対象者

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条1項に規定する「中小企業者」で次のすべての要件に該当する者。

- 1 埼玉県内に主たる事業所を有する者。

- 2 次の各項目に該当するみなし大企業でない者。
 - ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有又は出資していること。
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を複数の大企業が所有又は出資していること。
 - ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - ④ その他大企業が実質的に経営を支配する力を有していると考えられること。
- 3 埼玉県内で引き続き1年以上事業を営む者。
- 4 組合等の場合、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っている者。

第6 支援対象とする製品等

本事業による支援の対象とする製品等は、第2に定める次世代産業分野へ事業展開を行おうとするものであり、新製品・新技術の開発を実施する第5の規定による支援対象者が実施する、次のすべての要件に該当するもの。

- 1 課題が明確であり、製品化が可能であること。
- 2 支援対象とする製品等は、外部競争的資金を獲得し、開発中の若しくは開発した技術を利用したもの、又は開発したものであり、まだ製品化に至っていないものとする。

なお、既に当該製品等が、埼玉県が助成する他の制度（補助金、委託費等）の支援を受けている場合は本事業の対象外とする。
- 3 事業採択後、事業の情報（企業名、事業テーマ等）の一部について、公表が可能であること。
- 4 事業終了後、速やかに結果及び成果について公表可能であること。
- 5 事業の実施に際して、事業のほぼ全部を第三者に委託（外注）するものでないもの。
- 6 その他「公募要領」によるもの。

第7 目標

第6に定める支援対象とする製品等の製品化・商品化を目標とする。ただし、次の場合はこの限りでない。

- 1 試作品開発が行われ、製品化のめどがついた場合。
- 2 獲得した外部競争的資金において、その事業計画に目標が示されていて産業技術総合センター長（以下、「センター長」という。）が認める場合。
- 3 その他、センター長が認める場合。

第8 支援の内容

公募により採択されて支援の対象となる企業等（以下「支援対象企業等」という。）への支援（以下「プロジェクト」という。）は次のとおり行う。

1 製品開発プロデューサーによる支援

プロジェクトの抱える重点課題に対する製品開発又は指導の経験を有する外部専門家を製品開発プロデューサーとして配置し、試作開発から販路開拓まで一元的な管理のもと、重点課題に対する支援を行う。製品開発プロデューサーは、支援対象企業等の選定と併せて、「選考審査会設置要領」による審査会の結果に基づきセンター長が決定する。

2 専門アドバイザーによる支援

製品開発プロデューサーによる一元的な管理のもと、新たに抽出された課題に対し、各プロジェクトの課題ごとに外部の最適な専門アドバイザーを活用し、支援を行うことができる。専門アドバイザーの人選は、製品開発プロデューサー及び支援対象企業等により指導を希望する内容を決定後、センター長が決定する。

3 試作開発による支援

S A I T E Cが所有する設備（非接触形状測定機、X線CT三次元測定機及び三次元プリンタ等）及び保有する技術などを活用し、製品開発の迅速化、高度化及び高精度化のため、依頼試験及び機器開放等による支援を行う。

第9 無償支援対象の範囲

無償での支援対象となる範囲は、次に掲げるものとする。

- 1 第8の1に係る製品開発プロデューサーの費用。
- 2 第8の2に係る専門アドバイザーの費用。
- 3 第8の3に係る試作開発の費用の一部。（1プロジェクトあたり50万円を上限とする。）

ただし、前各号の費用には、製品開発プロデューサー、専門アドバイザー及び支援対象企業等の担当者がS A I T E Cなど各施設に向かう交通費、食事代等は含めない。また、支援対象企業等が第7で定める目標を達成する目的だけに限られ、それ以外は、無償支援の対象とはならない。

なお、詳細は「公募要領」に定める。

第10 製品開発プロデューサー及び専門アドバイザーの職務等

製品開発プロデューサーの職務等については、「製品開発プロデューサー設置要領」に、専門アドバイザーの職務等については、「専門アドバイザー設置要領」にそれぞれ定める。

第11 申請

支援を希望する企業等は、当該年度の「公募要領」等に則り、応募申請書（様式1-1）及び事業計画書（様式1-2）を提出する。なお、第8の1で定める支援を希望する場合、併せて申請（様式1-3）する。

第12 採択基準

本支援事業の採択は、次の各号に掲げる事項について総合的に評価を行い、適切な事業を採択するものとする。

- 1 事業計画に関する評価
- 2 事業効果に関する評価
- 3 発展性及び持続性に関する評価
- 4 事業内容の先進性に関する評価
- 5 地域経済を牽引できる事業性に関する評価
- 6 S A I T E Cの技術支援の役割に対する評価
- 7 製品開発プロデューサーとのマッチングに関する評価

第13 採択方法等

企業等からの応募方法、応募期間及び採択数等は、「公募要領」により定める。

第14 決定

支援対象企業等及び製品開発プロデューサーは、「次世代型ものづくり製品開発支援事業選考審査会設置要領」に基づいて開催される次世代型ものづくり製品開発支援事業実施企業等選考審査会の審査結果に基づき、センター長が決定する。

第15 支援の申請

- 1 支援対象企業等は、第8の2で定める支援を受けようとするときは、派遣依頼申請書（「専門アドバイザー設置要領（様式3）」）を提出する。
- 2 支援対象企業等は、第8の3で定める支援を受けようとするときは、使用料（手数料）減額（免除）申請書（様式5）を提出する。

第16 事業支援の報告

製品開発プロデューサー、専門アドバイザーはそれぞれ、「製品開発プロデューサー設置要領（様式2-1及び2-2）」及び「専門アドバイザー設置要領（様式2）」に基づきセンター長に支援実施状況等の報告を行う。

第17 事業実施結果の報告

支援対象企業等は、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書（様式2-1及び2-2）を作成し、センター長に提出するものとする。

第18 事業の中止及び変更

- 1 支援対象企業等は、やむを得ない要因により事業の中止又は変更を希望する場合は、センター長と協議（様式3）を行うものとする。
- 2 センター長は、支援対象企業等及び製品開発プロデューサーと協議の上、必要と認められる場合には、事業の一時中止、変更又はこれを打ち切ることができる。その場合、支援対象企業等が損害を被ったとしても、センター長は、その責を負わない。

第19 支援対象企業等の責務

本事業の実施に当たって、支援対象企業等は第17及び18に定めることのほか、次のことを守ること。

- 1 製品開発プロデューサーの支援状況について、センター長に支援月報（様式4-1及び4-2）を提出すること。
- 2 プロジェクトが予定の期間内に完了しない場合、速やかにセンター長に報告してその指示を受けること。
- 3 S A I T E Cが、プロジェクトの進捗状況等の確認を行う場合は、これに協力すること。
- 4 プロジェクト終了後、S A I T E Cが、支援事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。
- 5 支援月報のほかに、プロジェクト実施期間内に1回以上、センター長に報告を行うものとする。その際、書式、方法等は協議により決定する。支援対象企業等は、本報告において目標等の達成状況が不十分である等の指摘を受けた場合には、改善されるよう最大限努めるものとする。

第20 秘密保持

製品開発プロデューサー、専門アドバイザーほか本事業に関わる者は、本事業で知り得た秘密情報等を外部に漏らしてはならない。

第21 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。